

**令和7年度 集団指導
全施設・サービス事業所**

**補助金の交付を受けて整備された
施設及び設備の『財産処分』について**

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係

1 財産処分とは

補助金の交付を受けて整備された施設や設備を、
補助金の交付の目的に反して使用（**転用**）し、**譲渡**し、
交換し、**貸し付け**、**取り壊し**、**廃棄**し、又は担保に供する
こと（**抵当権の設定**）は『財産処分』に当たります。

財産処分を行う場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」）等に基づいて、事前の承認が必要となりますが、場合によっては、補助金の返還等の条件を付されることがあります。

（介護関係の事業所へ転用する場合等は、補助金の返還が課されない場合もあります。）

2 財産処分の種類

- 転用 : 補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。
- 譲渡 : 補助対象財産の所有者の変更。
- 交換 : 補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。
- 貸付 : 補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。
- 取壊し : 補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと。
- 廃棄 : 補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること。
- 抵当権の設定 : 補助対象財産を担保に供すること
(※ただし、根抵当権の設定は認められません。)

処分制限期間内に財産処分を行う場合、国、県又は市の承認が必要となります。
処分を行う場合は、必ず処分前に事前相談のうえ、承認を受けてください。

※処分制限期間については以下を参照してください

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=27ab0076&dataType=0&pageNo=1

3 財産処分の際の必要書類

交付を受けた補助金の種類や財産処分の内容により手続きが異なります。

財産処分の予定がある場合は、補助金返還の要否等を含めた手続きの確認のため、概ね3ヵ月前には事前相談を行うようお願いします。

○施設財産処分に係る提出書類一覧表

財産処分		必要書類	申請書	登記簿、登記申請済書	公図・位置図	建物平面図	建物面積表	写真	契約書、覚書等	事業継続確約書等	評議員会会議録 ※評議員会がある法人のみ	理事会議事録	役員会議事録 ※株式会社等の法人	補助金交付決定通知書	補助金実績報告書 ※交付決定通知書があれば省略可	補助金交付決定通知書 ※交付決定通知書があれば省略可	工事内訳書・納品書等 ※交付決定時の額がわかるもの	収支予定書 ※譲渡については移譲先のもの	事業計画書 ※譲渡については移譲先のもの	評価額の算定資料	返済計画書	借入申込書、貸付内定等
転 用	一部		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●		●	●			
	全部		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●		●	●			
譲 渡	有償		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		
	無償		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●			
交 換			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●		
貸 付	有償		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●				
	無償		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●				
取壊し	一部		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●					
	全部		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●						
抵当権設定			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●					●	●